

厚木市防災行政無線更新整備事業

発注仕様書

令和7年8月

厚木市

目 次

第1章 基本事項.....	1
1 発注仕様書の位置付け.....	1
2 期待する技術提案について.....	1
3 対象物の概要.....	1
4 業務の概要.....	1
5 事業期間.....	2
6 変更.....	2
7 契約不適合責任.....	2
8 諸手続.....	3
9 検 査.....	3
10 責任設計施工.....	4
11 業務後の引渡.....	4
12 技術指導.....	4
13 著作権等.....	4
14 その他.....	4
第2章 設計・施工.....	5
1 関係法令・条例等の遵守.....	5
2 適用基準.....	5
3 提出書類.....	5
4 仕様における共通事項.....	6
5 設計業務における要求水準.....	8
6 設備の要求仕様.....	10
7 施工における要求水準.....	11
8 提案を求める事項.....	14

第1章 基本事項

本仕様書は、厚木市（以下「本市」という。）が、防災行政無線更新整備事業を行うために必要な業務（以下「本業務」という。）について適用する。

1 発注仕様書の位置付け

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、本市が発注する厚木市防災行政無線更新整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務仕様を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

なお、事業者が提出した技術提案書については、本事業における基本設計図書の骨子として、本書とともに設計図書の一部として取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本事業を実施するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

2 期待する技術提案について

本書は、本市が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的使用及びそれらを構成する個々の装置や機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこととし、提案内容及び性能が要求水準を上回り、本市にとって有益と判断される内容はその技術提案を高く評価する。

特に、屋外拡声子局については、先進的な技術を用いてより確実に伝達できることを前提とし、システム構成の最適化及び長期間安定稼働できる堅牢な仕様を提案されたい。また、将来的な増設や改造等が容易に行える構造とし、今後高度化していく情報発信機能を活用できる提案を期待する。併せて、神奈川県地震防災戦略や厚木市情報化推進計画に沿った業務効率化に留まらないDX推進施策をもって、より安心安全で優れた防災情報伝達を実現すること。

本プロポーザルの目的に矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容の提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。さらに、本書において本市が具体的使用等を定めている部分についても、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的と矛盾しないことを明確に示すことができる場合は、本市が認めるものに限り代替的な仕様の提案も可とする。

なお、契約に際し、趣旨に合致しない事項については是正を行ったのちに契約とするので、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

3 対象物の概要

(1) 整備対象の概要

下記設備を更新対象とする。

ア 親局	1式：ぼうさいの丘公園
イ 遠隔制御装置	2式（デスクトップ型、ノートPC型）：厚木市役所設置
ウ 遠隔制御装置	2式（デスクトップ型、ノートPC型）：厚木市消防本部設置
エ 再送信子局	2局
オ 屋外拡声子局	277局
カ 全国瞬時警報システム	1式（J-ALERT受信機、自動起動装置）

(2) 撤去設備

(1)の既設設備を撤去対象とする。

4 業務の概要

(1) 設計業務

- ア 机上検討
 - イ 現地調査
 - ウ 電波伝搬調査
 - エ システム設計
 - オ 納入仕様書の作成
 - カ 設計図面の作成
 - キ 設計数量算出
 - ク 設計根拠資料の作成
 - ケ 年次計画書の作成
 - コ 無線局設置計画書の作成
- (2) 施工業務
- ア 親局、屋外拡声子局装置の施工
 - イ J-ALERT接続
 - ウ 280MHzデジタル同報無線システムとの連携
 - エ 多メディアとの連携
 - オ 各種試験の実施と試験成績書作成及び登録検査の立会い
 - カ 関係機関への許可・届出・報告資料作成
 - キ 導入時の取扱指導
 - ク 不要となる既存設備の撤去・処分
 - ケ その他、本市、監督職員等より指示のある関連事項

5 事業期間

契約締結の翌日から令和11年3月16日まで

6 変更

- (1) 契約設計図書については原則変更を認めない。ただし、本市の指示又は承諾により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 実施設計は本書及び技術提案書に基づいて設計する。ただし、契約設計図書の内容中で本書及び技術提案書に適合しない箇所が発見された場合（協議中の変更事項は除く）は、本書及び技術提案書に示された性能等を下回らない限度において、本市の指示又は承諾を得て変更できるものとする。
- (3) 実施設計完了後に不適合な箇所が発見された場合には、事業者の責任において変更を行うものとする。
- (4) 工法変更や物価上昇に伴う単価の変更等を行う場合には、事業者の責任において変更設計書（根拠資料含む）を作製し、本市の承諾を得るものとする。また、出来高設計も同様とする。
- (5) 設計変更等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。

7 契約不適合責任

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損、故障等は事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。ただし、天災や不測の事故等に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 設計の契約不適合責任
 - ア 設計の契約不適合責任は、原則として引渡後10年とする。この期間内に発生した設計の契約不適合は、実施設計図書に記載した設備の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、全て事業者の責任において、改善すること。

イ 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本市と事業者との協議のもとに事業者が作成した要領書に基づき、両者が合意した時期に性能確認試験を実施するものとする。

ウ 性能確認試験の結果、事業者の契約不適合に起因し所定の性能及び機能を充足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施行の契約不適合責任

施工関係の契約不適合責任期間は、引渡後2年間とする。ただし、事業者の重大な過失があった場合はこの限りではない。

(3) 契約不適合に係る検査

本市は施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、事業者に対して、契約不適合に係る検査を行わせることができるものとする。事業者は本市と協議した上で、契約不適合に係る検査を実施しその結果を報告すること。

契約不適合責任に関する検査にかかる費用は事業者の負担とする。

契約不適合責任に関する検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については、事業者の責任において改善、補修すること。

事業者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本市に提出し、承諾を受けること。

(4) 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

ア 運転上支障がある事態が発生した場合。

イ 構造上・施工上の欠陥が発見された場合。

ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合。

エ 性能に著しい低下が認められた場合。

オ 主要装置の耐用が著しく短い場合。

(5) 契約不適合確認基準の免責条件

契約不適合確認の基準は、以下の場合には適用されないものとする。

ア 定期整備が適正に行われていない場合。

イ 本市による独自の改造が原因である場合。

ウ 天災、その他不可抗力事象が原因である場合。

(6) 契約不適合の改善、補修

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本市の指定する時期に事業者の負担により改善・補修すること。なお、改善・補修にあたっては、改善・補修要領書を本市に提出し、承諾を受けること。

契約不適合責任期間中の契約不適合判定に要する経費は事業者の負担とする。

8 諸手続

本事業に関して、必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続については、本市と必要事項を打合せの上、事業者が行う。この手続等の費用については事業者の負担とする。

9 検査

(1) 中間検査は機器製作工程において必要により行うものとする。

(2) 検査の方法は、事前に検査要領書を提出し本市の承諾を受けなければならない。検査は、承諾済みの各々の要領書に基づいて実施する。

(3) 公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査を省略することができる。

- (4) 施工に係る検査の手続きは事業者において行い、これらに要する経費は全て事業者の負担とする。

10 責任設計施工

本施設の性能は全て事業者の責任により発揮させなければならない。また、事業者は設計図書に明示されていない事項や、受注当初に想定していない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本市の指示に従い、事業者の負担で施工しなければならない。

なお、全ての事柄に関して、例えば市の承諾がされた後であっても、施工の責任は事業者にある旨、留意すること。

11 業務後の引渡

事業者が完成届を本市に提出し受理された後、本市の完成検査に合格して、完成認定書を交付した時点とする。

12 技術指導

事業者は本施設の運用上必要な説明書を提出し、本市に対して技術指導及びトレーニングを行うこと。

13 著作権等

(1) 成果物の公表等

事業者は、本市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第11項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

14 その他

(1) 手続き等について

本事業に関する事務の取扱いについては、入札説明書、本書及び契約書による。

(2) 事業期間内の維持費について

事業期間内の既設設備に係る電波利用料や回線使用料及び保守費等は本市が費用負担するが、既設設備の維持管理については事業者の責任において行うものとする。また、新設設備に係る電波利用料は、本市が負担するが回線使用料等は事業者負担とする。

第2章 設計・施工

1 関係法令・条例等の遵守

事業者は、以下の法令・条例の他、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のことを参照すること。

- (1) 電波法、同法施行令及び同法施行規則
- (2) 有線電気通信法、同法施行令、同法施行規則及び同法関連告示
- (3) 電気通信事業法、同法施行令及び同法施行規則
- (4) 建築基準法、同法施行令及び同法施行規則
- (5) 消防法、同法施行令及び同法施行規則
- (6) 道路法、道路交通法その他の道路関係法令
- (7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (9) 都市公園法、同法施行令及び同法施行規則

2 適用基準

本書に記載のない事項については、原則として以下の基準による。なお、最新のことを参照すること。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）
- (2) 電波法関係審査基準（総務省）
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (5) 日本電機工業会規格（JEM）
- (6) 電子情報技術産業会規格（JEITA）
- (7) 日本技術標準規格（IES）
- (8) 電気通信設備工事標準仕様書（国土交通省）
- (9) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- (10) 防災行政無線免許方針（総務省）
- (11) 市町村同報通信システム標準規格 ARIB STD-115（電波産業会）
- (12) 電気通信施設設計要領及び同解説（建設電気技術協会）
- (13) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省）

3 提出書類

下記の書類を提出すること。提出部数については、製本1部、データで1部とするが、必要によっては3部まで追加する書類もあるため提出前に協議する。

- (1) 着手時
 - ア 工程表
 - イ 着手届
 - ウ 技術者届（管理技術者、現場代理人等）
 - エ 施工体制台帳
 - オ 施工計画書
- (2) 設計時
 - ア 電波伝搬エリアシミュレーション図
 - イ 回線設計書
 - ウ 音達エリア図

- エ 現地調査報告書
- オ 電波伝搬調査報告書
- カ 機材納入仕様書
- キ 設計図面
- ク 設計数量調書
- ケ 設計根拠資料
- コ 年次計画書
- サ 無線局設置計画書
- シ 協議簿（議事録等）
- (3) 施工時
 - ア 承諾図書
 - イ 施工図
 - ウ 設備更新切替計画書
 - エ 工程表
 - オ 協議簿（議事録等）
 - カ その他必要な図書
- (4) 完成及び引渡図書
 - ア 図面関係
 - (ア) 完成図
 - (イ) 完成図縮小版(A3)
 - (ウ) 完成原図（CAD及びPDFデータ）
 - イ 承諾図書関係
 - (ア) 承諾図書
 - (イ) 確定数量調書
 - (ウ) 確定根拠資料（強度計算書、電気容量計算書等）
 - (エ) 審査事項回答書
 - ウ 施工写真
 - 施工写真（施工前・施工中・施工後）
 - エ 報告書関係
 - (ア) 取扱説明書
 - (イ) 工場試験成績書
 - (ウ) 現地試験成績書
 - (エ) 各種納品書
 - (オ) 廃材処理報告書
 - (カ) 各種申請図書
 - (ク) 各種保証書・証明書・検査済等綴り
 - (キ) 協議簿（議事録等）
- (5) その他本市が必要とする書類

4 仕様における共通事項

- (1) 環境条件
 - ア 屋外に設置する機器は、周囲温度 -10°C ～ $+50^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度は 35°C にて90%以下（ただし、結露がない条件による。）で異常なく動作すること。
 - イ 屋内に設置する機器は、周囲温度 $+5^{\circ}\text{C}$ ～ $+35^{\circ}\text{C}$ で異常なく動作すること。ただし、OA機器（PC、プリンタ、汎用タブレット）はカタログ準拠とする。

- ウ 屋外に設置する設備は、親局、子局とも全て耐風速60m/sec及び震度6強に耐える構造であること。
 - エ 本施設は、地震、暴風、雨及び雪等の現象下においても確実に運用が行えるものであること。
 - オ その他設置場所の条件に十分耐え得るものであること。
- (2) 電气的条件
- ア 電源電圧は、機器定格電圧の変動範囲±10%内で正常に動作すること。
 - イ 電気回路には、誘導雷、過電圧に対する保護装置又は保護回路を設けること。
 - ウ 商用電源停電時、非常用電源や内蔵バッテリー（超長寿命型：10年以上）等により放送業務を72時間以上継続できること。
- (3) 構造及び性能条件
- ア 堅牢で長期間の使用に十分耐え得るものであるとともに、経済的な維持管理が行えるものであること。
 - イ 日常の清掃、点検、調整、保守及び修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際し危険のない構造であること。
- (4) 使用部材の条件
- ア 使用する部品、材料は全て新品で信頼性の高いものを使用し、特殊部品を避け、なるべく汎用品を用いること。
 - イ 部品、材料は、日本産業規格（JIS）又はこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
 - ウ 各機器間の配線は、全て耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。
 - エ 既設柱を流用する際には、地際防腐塗装を施すこと。
- (5) 塗装
- 各機器の塗装は、損傷、腐食等に強くかつ、美観を損なわないものであること。
- (6) 納入機器
- 各製造会社における最新設計の機器であること。
- (7) 銘板表示
- ア 各機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社名を銘板として表示すること。
 - イ 各機器の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、書類又は図面と対照して容易に判別出来るよう、標識を付加すること。
 - ウ 取扱上特に注意を要する箇所には、容易に識別可能な工夫を施し、その旨を表示すること。
- (8) 電波伝搬の確認及び必要な調査
- 整備に関し十分に調査検討を行うとともに、電波伝搬の確認を行い、使用機器において自社基準及び電波法関係審査基準に掲げる基準と比較検討し、基準を満たすことを確認したうえで、総合通信局及びその他関係機関と協議を行い、システム運用に支障がないようにすること。また、屋外拡声子局装置の配置予定場所の調査及び配置予定場所にある既設柱の老朽化調査など必要な調査を行うこと。
- (9) 既存設備との切替作業
- 防災行政無線設備の切替期間中は、施工期間中でも現行運用設備の停止期間を必要最小限に抑え、運用に支障なくシステム移行ができるようにすること。整備に伴い既設システムの切替には、十分に準備を整え、細心の注意を払うこと。
- (10) 既存設備撤去
- 本事業において、不要となる既存設備の撤去及び廃棄処分並びにそれに伴う申請等は、法令に基づき事業者の責任において適切に行うものとする。

5 設計業務における要求水準

(1) 机上検討

ア 無線回線設計

- (ア) 電波伝搬路の見通し図及びサービスエリアシミュレーション並びにパソコン等を利用した専用シミュレーションソフト、数値地図等を用い、通信エリアの受信電界強度を計算した無線回線設計を行うこと。
- (イ) 無線回線設計の結果、「否」となった地域については、再送信局等を選定し、「良」となるよう無線回線の再設計を行うこと。
- (ウ) 各局の配置検討結果に基づき、最適な無線回線構成の検討を行うこと。
- (エ) 回線設計書を作成すること。

イ 音響伝達の検討

- (ア) 音響伝達データを収集し、スピーカーの種類・出力・方向・相互干渉等を検討すること。
- (イ) 市内における樹木や建物、地形等に配慮した屋外拡声子局の音達状況エリア図を作成すること。
- (ウ) 自然雑音より10dB高い数値を目標とし、地理地形を考慮すること。

ウ 屋外拡声子局

- (ア) 音響伝達の検討結果を基に、難聴エリアが無いように屋外拡声子局の配置を検討すること。
- (イ) 屋外拡声子局の設置場所については、できるだけ公共施設用地を利用できるように選定すること。

(2) 現地調査

地域性及び防災体制に即したシステムを構築するため現地調査を実施すること。なお、新たに設置する親局設備や遠隔制御設備、屋外拡声子局設備等については、それらの設置条件、設置環境等の調査を行い、システム設計、図面作成等に必要な基礎情報とすること。

調査対象施設は以下のとおりとする。

ア 親局の設置場所調査

- (ア) 親局操作卓、無線装置、電源装置等の機器設置場所並びに空中線設置場所、その他必要事項の調査を行うこと。
- (イ) 空中線は、取付け場所、空中線高、配管・配線ルート等、電波伝搬状況を十分に考慮して調査すること。
- (ウ) 設置場所の位置決定については、本市と十分に打合せを行うものとする。

イ 遠隔制御設備の設置場所調査

- (ア) 配管・配線ルート等を十分に考慮して調査すること。
- (イ) 設置場所の位置決定については、本市と十分に打合せを行うものとする。

ウ 屋外拡声子局の設置場所調査（必要に応じて再送信局含む。）

- (ア) 屋外拡声子局の設置場所は、机上検討結果を基に公共施設用地及び避難場所等を第一優先に最良となる条件を考慮し調査検討すること。
- (イ) 屋外拡声子局の受信筐体の取付け位置、商用電源の引き込み、施工方法の検討調査を行うものとする。
- (ウ) 屋外拡声子局設置場所周辺の騒音レベルを調査すること。
- (エ) 設置場所の位置決定については、本市と十分に打合せを行うものとする。

エ その他附帯設備等の設置場所調査

- (ア) 付帯設備及びオプションシステム装置、機器等の設置場所については、必要かつ適切な

場所を選定し調査を行なうこと。

(イ) 設置場所の位置決定については、本市と十分に打合せを行うものとする

(3) 電波伝搬調査（必要に応じて再送信局含む。）

机上検討の結果に基づき、対象となる場所において、屋外拡声子局の位置を選定し、電波伝搬状況を現地において調査すること。ただし、測定対象局は測定状況に応じ、適時追加するものとする。なお、電波伝搬調査は、変調方式QPSK方式に対応する実験局を用いて実施し、第1級陸上特殊無線技士の免許者を従事させること。

ア 受信電界強度測定

親局・屋外拡声子局それぞれの受信入力レベルを測定すること。

イ ビット誤り率（BER）測定

親局・屋外拡声子局それぞれのビット誤り率を測定すること。

ウ ハイトパターン測定

屋外拡声子局において、対象送信局それぞれにおける空中線の高低による受信入力レベルの相違を測定すること。

エ 指向パターン測定

屋外拡声子局において、対象送信局それぞれにおける空中線の指向特性を測定すること。

オ 送信局

送信局の空中線電力は必要最小限とし、受信局における運用時マージンを含む入力電圧は17.2dB μ V以上、回線品質（BER） 1×10^{-4} （10のマイナス4乗）以下になるように空中線位置、空中線形式を決定すること。

(4) システム設計

ア 現地調査及び電波伝搬調査等を踏まえ、安定した回線構成を確保できるシステム構成及び配置計画を行うこと。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や280MHzデジタル同報無線システム、多メディアと連携したシステム構成とすること。

ウ 防災行政無線と連動し、発令判断支援システムの構築を行うこと。

(5) 納入仕様書の作成

各設備の納入仕様書を作成すること。

(6) 設計図面の作成

ア 案内図

イ システム系統図

ウ 敷地平面図

エ 機器配置図

オ 配管配線図

カ 配線系統図

キ 屋外拡声子局装柱図

ク その他（必要に応じて）

(7) 設計数量算出

本事業に必要な機器・材料・労務の必要数量を算出し数量調書を作成すること。

(8) 設計根拠資料の作成

各システム設計における設計根拠資料（強度計算書等）を作成し提出すること。

(9) 年次計画書の作成

年度毎の事業費及び整備工程の計画書を作成すること。

(10) 無線局設置計画書の作成

総務省関東総合通信局に提出する防災行政無線局設置計画書を作成し、通信局との協議に同

行すること。

(11) その他

本市新庁舎建設計画を鑑みた設備設置計画の検討（令和9年度完成予定）を行うこと。

6 設備の要求仕様

(1) 親局設備（操作卓を含む）

親局設備の機器については、システムの中枢を担う重要設備であることから、可能な限り堅牢性、冗長性を備えた製品で構成すること。また、電源設備は現行運用設備との並行運用期間中も含めて問題なく運用ができるよう電源容量やスペースを意識した創意工夫を行うとともに、耐災害性を十分に考慮した設計とし、非常用電源設備等からの給電を可能とすること。

ア 無線装置の変調方式はQPSK方式（ARIB STD-T115）とする。

イ 無線装置は現用、予備の二重化構成とし、現用機故障の場合は自動的に予備機に切り換わること。

ウ 手動放送、自動放送を行うことができること。また、緊急一括、一括、グループ放送、個別放送への対応ができること。

エ 予約設定した放送内容を自動的に送信できること。予約設定は放送内容ごとに放送日時（分単位）、周期（開始日、終了日、曜日）を予約することができること。

オ 放送の繰返し再生ができること。再生回数は、設定変更できること。

カ あらかじめ個々に録音された放送内容（音声情報、文字情報）を組み合わせ、1回の放送として配信できること。

キ あらかじめ作成された音声情報及び文字情報等を簡易な選択操作により配信できること。

ク あらかじめ配信に必要な情報の設定をすることができ、配信時は簡易な選択操作によりパターンを呼び出し、配信することができること。

ケ 放送前のアラーム音として、電子サイレン、チャイム、設定なしの選択ができること。

コ 電話応答装置により、防災行政無線の放送内容を電話で確認できること。

サ 電子サイレンは10種類以上の吹鳴パターンを実装するほか、手動による任意の吹鳴パターン送出ができること。

シ 屋外拡声子局装置（アンサーバック機能付き）について、機器の動作状況等を親局設備から確認できること。

ス 第三者による不正利用を防ぐための機能を具備すること。

セ 利用者の操作訓練を行うため、屋外拡声子局装置等への鳴動指示を自動的に抑止した状態で運用操作が行える研修モードを具備すること。

ソ あらかじめ、屋外拡声子局装置に地区ごとのIDを付与し、配信時に単独又は複数選択することで、配信先を柔軟に選択できること。

タ 音声の輻輳を避けるため、屋外拡声子局装置を複数のグループに分けた時差放送ができること。

チ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）に接続し、自動で音声を防災行政無線へ放送できること。また、J-ALERTの重要性を鑑みて、表示用PC等でJ-ALERT受信機、自動起動機のバックアップができること。

ツ 放送の記録を自動作成できる、自動通信記録機能を具備すること。

テ 本市職員や消防職員が専用端末、スマートフォン、タブレット等により遠隔地からのテキスト入力を行い、音声放送、各種メディアへの配信ができる機能を具備すること。

ト 制御部分のPC(OS)について、セキュリティ対策及び更新計画を示すこと。

(2) 遠隔制御装置

ア 市役所及び消防署に設置し、遠隔放送が行えること。「(1) 親卓設備（操作卓を含む）」

ウに示す機能を有すること。

イ 電源設備は耐災害性を十分に考慮した設計とし、商用電源が停電した場合は内蔵バッテリーに切替わるなど放送機能を継続できること。

ウ 操作卓障害時でも遠隔制御装置から通報ができること。

エ 制御部分のPC(OS)について、セキュリティ対策及び更新計画を示すこと。

(3) 屋外拡声子局装置

屋外拡声子局装置の電源設備は耐災害性を十分に考慮した設計とすること。屋外拡声子局装置については、以下の機能を満たすこと。

ア 必要に応じてアンサーバック機能を付加すること。

イ 親局設備が使用不能となった場合でも、自局操作により、放送ができること。

ウ 子局の電源は常時商用で動作し、商用電源が停電した場合は内蔵バッテリーに切替わり、72時間以上電源供給ができること。

エ 屋外拡声子局装置用スピーカーと接続し音声放送を行うものであること。

オ スピーカーは設置場所に適した形状、出力が選択できること。

(4) 280MHzデジタル同報無線システムとの連携

既設設備と同様に280MHzデジタル同報無線システムと連携し既設の防災ラジオに放送できること。

(5) 多メディア連携

防災行政無線で放送した内容（J-ALERT含む）が下記のメディアに一括で配信できること。

ア 厚木メールマガジン（ドーン）

株式会社ドーンが提供する「mailio メッセージ配信サービス」との接続及び設定を行うこと。株式会社ドーンとの契約は本市で実施済みであるため、防災行政無線の接続及び設定に係る費用は事業者負担とすること。

イ 一斉配信システムとの接続設定業務

株式会社アルカディアが提供する「SpeeCAN RAIDEN」との接続及び設定を行うこと。株式会社アルカディアとの契約は本市で実施済みであるため、防災行政無線の接続及び設定に係る費用は事業者負担とすること。

(6) 発令判断支援システム

防災気象情報や河川水位などの情報を一元的に収集・表示できる機能を有し、災害危険度が高いエリアへの避難情報発令を支援するシステムを導入し、操作卓との接続及び設定を行うこと。

7 施工における要求水準

(1) 一般事項

ア 設備施工の原則

事業者は、単体各機器を本書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させること。

イ 施工計画

(ア) 事業者は施工の手順、工程、工法、安全対策その他を網羅した設備施工の全般的計画であること。

(イ) 監督職員との打合せ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は変更施工計画書を提出すること。

(ウ) 事業者は、機器配置図、施工図及び監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出

し、承諾を得ること。

- (エ) 事業者は、本市の指定した工法等について代案を申し出ることができる。
- (オ) 本市から示された以外に、事業者が施工上必要とする用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ、事業者の責任において確保すること。
- (カ) 施工上必要な機械、材料等は貸与又は支給されるもの以外は、全て事業者の負担とする。

ウ 施工管理

- (ア) 事業者は施工計画に基づき、納期内に完成できるよう管理すること。
- (イ) 施工に関わる法令、法規等を遵守し、施工の円滑な進捗を図ること。
- (ウ) 施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。
- (エ) 指定又は指示された箇所については、市の検測又は確認を得ること。
- (オ) 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うこと。
- (カ) 施工中、監督職員と行った主要な協議事項等は、事業者が打合せ記録簿を作成し、監督職員の確認を得ること。
- (キ) 貸与品及び支給品についての受け払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくこと。

エ 現場管理

- (ア) 設備施工に当たっては、確実な工法、安全、納期内完成等を常に考慮して現場管理を行うこと。
- (イ) 指定又は指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上必要がある場合は、あらかじめ承諾を得ること。
- (ウ) 改修、増設などで、すでに運用中の設備が関係する場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- (エ) 施工が完了したときは、跡片づけ、清掃等を完全に実施すること。

オ 監督官庁からの指示等について

監督官庁からの指示、条件、規則、規格等による変更部分の費用については、事業者の負担とする。

(2) 安全

ア 基本事項

設備施工に当たって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、事業者の責任において安全管理を行うこと。

イ 安全体制

- (ア) 安全確保のため作業現場ごとに安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立すること。
- (イ) 総括安全責任者は、安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進すること。
- (ウ) 総括安全責任者は、それぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示すること。

ウ 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底すること。

エ 安全管理

- (ア) 使用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分に点検し事故防止に努めこと。

- (イ) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
 - (ウ) 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
 - (エ) 施工場所の状況に応じて交通整理員を配置し、車両運転中の事故及び作業の種類、場所等による交通阻害並びに車両の飛び込み防止等に努めること。
 - (オ) 電気、ガス、水道等の施設に近接し施工を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合わせ、必要に応じて立会いを求め、その指導を得て行うこと。
 - (カ) 作業員の保健、衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備に努めること。
- オ 緊急時の措置
- (ア) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに、速やかに監督職員に報告すること。
 - (イ) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者に連絡し、事業者により迅速な復旧に努めること。
- (3) 施工材料
- JIS 規格等各種規格に適合している材料を使用すること。
- (4) 施工写真
- ア 撮影箇所
- (ア) 工種ごとに施工前、施工中、施工後の施工写真を撮影すること。
 - (イ) 施工後形状が変わるものや内容が隠蔽される箇所については、名称、日時、寸法等が確認できる写真を撮影し、工種ごとに整理し監督職員に提出すること。
 - (ウ) デジタルカメラ(総画素数130 万画素以上)を用いて撮影する場合、提出用の用紙は厚さ0.15mm 以上の写真高画質紙とすること。
- イ 完成写真
- 施工終了後の完成写真
- (5) 調整試験
- 施工終了後に総合的な調整、試験を行い、本施設の機能を確認しなければならない。なお、音響試験は、監督職員の承諾を得て行うこと。
- (6) 建設副産物の処理
- 設備施工により発生する建設副産物の処理方法については、廃棄物処理計画書に以下書類を添付して提出すること。
- ア 運搬経路図、収集運搬・処理契約書の写し、収集運搬(運搬車リスト一覧共)・処分業許可書の写し。
- イ 処理報告書にマニフェストA票及び、D票もしくはE票の写しと処理写真を添え提出すること。(D票もしくはE票が提出できない場合はB2票の写し及び「後日E票を提出する旨の誓約書」を提出すること)なお、リサイクル処理以外は最終処分場まで管理し、搬入・搬出の状況写真を添え報告する。
- ウ 電子マニフェスト方式による場合は、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を紙データに出力し、提出すること。
- (7) 解体・撤去
- ア 解体及び撤去は、周囲に配慮して施工し、既存施設へ影響を与えないこと。
- イ 本事業の発生材は、現場内での分別を徹底するとともに、原則として、中間処理施設に搬出し、再資源化すること。
- (8) 施工概要等の提示

事業者は、現場着手前に公衆や作業員の見やすい場所に建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度加入現場ステッカー、施工体系図を提示すること。

8 提案を求める事項

「6 設備の要求仕様」で求める要件を十分に理解し、その要件を満たす方法について次の件に関して具体的に提案すること。

(1) システム提案

ア システム構成

親局設備（操作卓を含む。）や屋外拡声子局の整備については、総務省消防庁発行「防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討報告書」を参考に、住民への防災情報の確実な伝達のため、了解度改善機能を有する音声合成技術の導入など、音達範囲向上等に資する機能を提案すること。

イ 屋外拡声子局装置の配置

当市の全域をカバーできるよう、スピーカー設備の配置、音圧、騒音等を含めた具体的な提案をすること。また、音達範囲向上等のために積極的に高性能スピーカー等を活用した最適な子局設置場所を選定し、提案すること。

ウ 操作卓の機能及び操作性

緊急時に専任の職員以外でも迷うことなく操作できるとともに、誤操作防止を考慮した操作卓を提案すること。

(2) 防災におけるDXの推進

発令判断支援機能を含む防災システムについては、大規模災害時に活用ができる他の機能について提案すること。

また、防災システム等の導入については、先進技術を用いるとともに、神奈川県地震防災戦略及び厚木市情報化推進計画に基づいた提案を行うこと。

(3) 具体的整備計画

当市の特性を鑑みた、安全及び確実な事業を実施するための工程が妥当かつ具体的に示されており、設計開始から整備完了までの重要なマイルストーン設定や、進捗管理の方法などの工程管理方法を具体的に提案すること。

(4) システム並行運用時の提案

ア 新旧システムの切替方針

無理なく運用停止を短縮する工夫や運用制限せずに現状のサービスを維持する方法を示すとともに、既設設備の撤去に伴う放送停止期間を最低限に抑えるための具体的提案を行うこと。

イ 並行運用期間の運用

既設設備の呼出方式に対応し、新旧設備同時に音声放送等が1回の操作で行えるような具体的な提案を行うこと。また、新旧運用期間中の既設設備の維持管理について提案すること。

(5) 保守提案

ア 整備後の保守体制

障害発生時の市役所駆付けにかかる時間や緊急時の連絡体制など運用サポート体制を具体的に提案すること。また、別途「平常時の保守体制表」を提出すること。

イ 整備後のシステム管理方法の信頼性

長期の装置保守期間の過去実績、県内での消防防災に関する取組等を踏まえ、管理者の負担軽減方法や保守管理方法に関わる独自提案を具体的に提案すること。

ウ 長期間にわたる安定的な運用

親局設備及び屋外拡声子局については、保守管理の観点から事業完了後15年間は安定的な

運用が図れるような方策を具体的に提案すること。

エ 休日・夜間や大規模災害発生時のサポート体制

休日・夜間の障害対応サポート体制及び大規模災害発生時の市に対する運用・障害対応サポート体制を具体的に提案すること。また、別途「休日・夜間や大規模災害発生時などの緊急時の保守体制表」を提出すること。

オ 維持管理費

事業完了後の1年目から15年目まで各年度に必要な下記項目について、内容及び費用を整理し提案すること。

(ア) 定期点検

定期点検における作業内容を提示すること。

(イ) 部分更新

長期にわたって使用するため、定期的に交換する機材（バッテリー等）の内容を提案すること。

(ウ) ライセンス費

提案するシステムに発生するライセンス費用と支払先を提示すること。

(エ) 回線使用料

提案するシステムで発生する回線使用料の使用目的及び支払先を提示すること。

(オ) 電波利用料

総務省へ支払う電波利用料を提示すること。

(カ) その他必要経費

提案するシステムにおける維持費で(ア)から(オ)以外に発生する費用があれば提示すること。

(6) 独自提案

要求水準や上記提案以外に創意工夫や新機能を提案するとともに、本事業の目的達成のために有効と認められ、住民サービスに適すると思われる独自事項について提案すること。また、別途提案の補足資料があれば提出すること。

【別紙】厚木市防災行政無線 既設屋外拡声子局一覧

通し No.	地区 No.	子局番号	再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分
					種別	方位												
1	1	相 川 1-1			R30W	0	R30W	175	R30W	235	R30W	295	-	-	-	-	戸田2288	民地
2	2	相 川 1-2			R50W	10	R50W	77	R20W	163	-	-	-	-	-	-	戸田1202-3	官地
3	3	相 川 1-3			R30W	75	R50W	125	R30W	190	-	-	-	-	-	-	戸田453-1	官地
4	4	相 川 1-4			R30W	195	R30W	245	-	-	-	-	-	-	-	-	戸田2478-1	官地
5	5	相 川 2-1			R50W	10	R50W	77	R20W	163	-	-	-	-	-	-	戸田655-6	民地
6	6	相 川 2-2			R30W	30	R50W	125	R20W	220	R20W	300	-	-	-	-	下津古久780	民地
7	7	相 川 2-3			R30W	57	R30W	228	R30W	310	-	-	-	-	-	-	下津古久716-3	官地
8	8	相 川 2-4			R30W	33	R30W	90	R30W	270	-	-	-	-	-	-	下津古久602-1	官地
9	9	相 川 3-1			R30W	0	R50W	180	R30W	255	-	-	-	-	-	-	戸田24-1	民地
10	10	相 川 3-2		○	R50W	233	R30W	287	R30W	320	-	-	-	-	-	-	酒井1973-1	官地
11	11	相 川 3-3			R30W	28	R50W	208	R30W	323	-	-	-	-	-	-	酒井2071-1	民地
12	12	相 川 3-4			R30W	5	R30W	102	S30W	148	-	-	-	-	-	-	酒井1002-2	民地
13	13	相 川 3-5			R30W	98	R30W	185	R30W	235	R30W	325	-	-	-	-	酒井488-2	民地
14	14	相 川 4-1			R30W	75	R30W	162	R20W	315	-	-	-	-	-	-	長沼479	民地
15	15	相 川 4-2			R30W	5	R30W	92	R30W	165	-	-	-	-	-	-	上落合562	民地
16	16	相 川 4-3			R30W	0	R30W	120	R30W	215	R30W	308	-	-	-	-	上落合271-1	民地
17	17	相 川 4-4			R30W	7	R30W	177	R30W	317	-	-	-	-	-	-	長沼160-2	官地
18	18	相 川 5-1			R30W	28	R20W	130	R30W	175	R50W	208	R30W	358	-	-	岡田5-17-3先	官地
19	19	相 川 5-2			R30W	17	R30W	198	R30W	276	-	-	-	-	-	-	岡田5-10-1	官地
20	20	相 川 5-3			R30W	10	R30W	230	R30W	260	R30W	345	-	-	-	-	岡田4-19-6	官地
21	21	相 川 5-4			R30W	70	R30W	120	R50W	205	R30W	272	R50W	340	-	-	岡田1-11-10	官地
22	1	厚 木 (南) 1-1			R30W	40	R30W	135	R30W	223	R30W	283	-	-	-	-	旭町5-16-1	官地
23	2	厚 木 (南) 1-2			R50W	55	R20W	100	R30W	222	R20W	285	-	-	-	-	旭町3-17-23	民地
24	3	厚 木 (南) 1-3			R30W	165	R30W	215	R30W	313	-	-	-	-	-	-	旭町5-38-1	官地
25	4	厚 木 (南) 2-1			R50W	75	R30W	135	R30W	197	R30W	330	-	-	-	-	旭町3-1328-1	民地
26	5	厚 木 (南) 2-2			R30W	95	R30W	120	R30W	235	-	-	-	-	-	-	泉町113	民地
27	6	厚 木 (南) 2-3			R30W	177	R20W	255	R30W	333	-	-	-	-	-	-	幸町2633-2	民地
28	7	厚 木 (南) 3-1			R30W	22	R30W	60	R30W	190	R30W	300	-	-	-	-	旭町1-18	官地
29	8	厚 木 (南) 3-2			R30W	50	R30W	170	R30W	220	R30W	348	-	-	-	-	旭町1-30	官地
30	9	厚 木 (南) 4-1			R30W	60	R30W	145	R30W	180	R30W	355	-	-	-	-	南町11	官地
31	10	厚 木 (南) 4-2			R30W	33	R30W	195	S30W	245	R30W	313	-	-	-	-	船子607-4	官地
32	11	厚 木 (南) 5-1			S50W	25	R20W	178	R20W	250	R30W	335	-	-	-	-	岡田1-3-3	民地
33	12	厚 木 (南) 6-1			R30W	28	R30W	167	R30W	215	R30W	320	-	-	-	-	旭町4-3343-2	官地
34	13	厚 木 (北) 1-1			R30W	55	R30W	140	S30W	195	R30W	305	-	-	-	-	中町4-85	官地
35	14	厚 木 (北) 1-2			R30W	50	R30W	167	S30W	285	R30W	330	-	-	-	-	恩名1-9-20	官地
36	15	厚 木 (北) 2-1			R30W	40	R30W	93	R30W	205	R30W	210	R30W	270	R30W	325	中町3-17-17	官地
37	16	厚 木 (北) 2-2			R30W	65	R30W	165	R30W	215	R30W	355	-	-	-	-	中町3-7	官地
38	17	厚 木 (北) 2-4			R30W	5	R30W	88	R30W	180	R30W	280	-	-	-	-	寿町3-4-10	官地
39	18	厚 木 (北) 2-5			R30W	220	S50W	290	-	-	-	-	-	-	-	-	栄町1-16-15	民地
40	19	厚 木 (北) 3-1			R30W	50	R30W	150	R30W	240	R30W	325	-	-	-	-	栄町2-2-37	民地
41	20	厚 木 (北) 3-2			R30W	70	R30W	205	R30W	268	R30W	357	-	-	-	-	恩名2-5-5	民地
42	21	厚 木 (北) 3-3			R30W	25	R30W	95	R30W	265	R30W	340	-	-	-	-	水引2-3-1	官地
43	22	厚 木 (北) 4-1			R30W	55	R30W	92	S30W	225	R30W	357	-	-	-	-	中町1-4-1	官地
44	23	厚 木 (北) 4-2			S50W	12	R30W	135	R30W	270	-	-	-	-	-	-	中町1-8-11	官地
45	24	厚 木 (北) 4-3			S50W	5	R30W	225	R30W	295	-	-	-	-	-	-	中町1-1-3	官地
46	25	厚 木 (北) 5-1			R30W	85	R30W	164	R30W	230	R30W	305	-	-	-	-	寿町1-7-507	官地

通し No.	地区 No.	子局番号	再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分
					種別	方位	種別	方位	種別	方位	種別	方位	種別	方位	種別	方位		
47	26	厚木(北)5-2			R30W	22	R30W	107	R30W	290	-	-	-	-	-	-	元町9-4	官地
48	27	厚木(北)6-1			R30W	30	R30W	100	R30W	150	R30W	195	-	-	-	-	松枝2-5-17	官地
49	28	厚木(北)6-2			R30W	100	R30W	162	R30W	195	R30W	323	-	-	-	-	松枝1-6-21	民地
50	29	厚木(北)6-3			R30W	173	R30W	210	R30W	250	R30W	312	-	-	-	-	妻田南2-13-7	民地
51	30	厚木(北)6-4			R20W	250	R20W	320	-	-	-	-	-	-	-	-	松枝2-5-17	官地
52	1	南毛利(南)1-1			R30W	45	R30W	135	R30W	225	R30W	310	-	-	-	-	愛甲東3-18	民地
53	2	南毛利(南)1-2			R30W	25	R30W	160	R30W	210	R30W	265	-	-	-	-	愛甲東2-8-2	官地
54	3	南毛利(南)1-3			R50W	45	R20W	185	R30W	277	R20W	340	-	-	-	-	愛甲2381	官地
55	4	南毛利(南)1-4			R30W	30	R20W	183	R50W	300	-	-	-	-	-	-	愛甲東1-24-23	民地
56	5	南毛利(南)2-1			R30W	125	R30W	215	R30W	293	-	-	-	-	-	-	愛甲2-20-8	民地
57	6	南毛利(南)2-2			R30W	90	R30W	162	R30W	215	R30W	260	-	-	-	-	愛甲4-709-1	民地
58	7	南毛利(南)2-3			R30W	55	R30W	100	R30W	280	R30W	325	-	-	-	-	愛甲2-736-1	民地
59	8	南毛利(南)2-4			R30W	100	R30W	180	R30W	250	R30W	310	-	-	-	-	愛甲2-914-2	官地
60	9	南毛利(南)3-1			R20W	5	R20W	75	R50W	115	R30W	300	-	-	-	-	愛甲西3-150-2	民地
61	10	南毛利(南)3-2		○	R30W	50	R30W	165	R30W	215	R30W	273	-	-	-	-	愛甲西1-17-1	官地
62	11	南毛利(南)3-3			R30W	65	R30W	115	R30W	300	R30W	350	-	-	-	-	愛甲西2-15-1	官地
63	12	南毛利(南)3-4			R30W	50	R30W	195	R30W	245	R30W	295	-	-	-	-	愛甲西1-3-5	官地
64	13	南毛利(南)4-1			R30W	55	R30W	175	R30W	240	R30W	325	-	-	-	-	船子1578-1	官地
65	14	南毛利(南)4-2			R30W	55	R50W	120	R30W	145	-	-	-	-	-	-	岡田3-640先	官地
66	1	南毛利1-1			R30W	20	R30W	70	R30W	160	R30W	330	-	-	-	-	長谷625	官地
67	2	南毛利1-2			R30W	120	R30W	275	R50W	345	-	-	-	-	-	-	長谷825	民地
68	3	南毛利1-3			R30W	45	R30W	115	R30W	200	R30W	295	-	-	-	-	毛利台3-1592-15	官地
69	4	南毛利1-4			R30W	20	R30W	105	R30W	180	R30W	325	-	-	-	-	毛利台2-1405-34	官地
70	5	南毛利1-5			R30W	25	R30W	140	R30W	205	-	-	-	-	-	-	毛利台1-1069-166	官地
71	6	南毛利1-6			R30W	25	R30W	125	R30W	210	R30W	325	-	-	-	-	長谷1382	官地
72	7	南毛利2-1			R20W	37	R20W	110	R20W	165	R30W	235	R50W	310	-	-	戸室3-14-1	民地
73	8	南毛利2-2			R30W	45	R30W	155	R30W	225	R30W	315	-	-	-	-	戸室1-21	官地
74	9	南毛利2-3			R20W	45	R30W	100	R30W	175	R20W	260	R30W	325	-	-	戸室2-18-8	民地
75	10	南毛利2-4		○	R30W	80	R30W	170	R30W	260	R30W	350	-	-	-	-	戸室4-4-1	官地
76	11	南毛利2-5			R20W	100	R20W	190	R30W	280	S50W	330	-	-	-	-	戸室2-24-1	官地
77	12	南毛利3-1			R30W	45	R30W	240	R30W	320	-	-	-	-	-	-	恩名897-5	官地
78	13	南毛利3-2			R30W	15	R30W	125	R30W	215	R30W	300	-	-	-	-	恩名3-11-55	民地
79	14	南毛利3-3			R50W	20	R30W	110	R20W	225	R20W	300	-	-	-	-	恩名2-1273	官地
80	15	南毛利4-1			R30W	15	R30W	105	R30W	190	R20W	280	-	-	-	-	温水305-27	官地
81	16	南毛利4-2			R50W	35	R30W	70	R30W	150	R30W	215	S50W	250	R30W	320	温水612	官地
82	17	南毛利4-3			S30W	150	R30W	165	R30W	230	R30W	260	-	-	-	-	船子1737	民地
83	18	南毛利4-4			R30W	10	R30W	140	R30W	200	R30W	240	-	-	-	-	長谷1055-4	官地
84	19	南毛利4-5		○	R30W	15	R30W	55	R30W	255	R30W	325	-	-	-	-	長谷1094-1	官地
85	20	南毛利4-6			R20W	0	R30W	90	R20W	160	S30W	270	R20W	305	-	-	長谷307-1	民地
86	21	南毛利4-8			公園内放送設備接続												温水783-1	官地
87	22	南毛利4-9			R30W	25	R30W	75	R20W	135	-	-	-	-	-	-	長谷538-2	官地
88	23	南毛利5-1			S50W	35	R20W	105	R30W	300	R20W	345	-	-	-	-	温水1908-1	民地
89	24	南毛利5-2			R30W	10	R30W	80	R30W	215	S30W	310	-	-	-	-	温水1681-1	民地
90	25	南毛利5-3			S50W	70	R30W	110	R20W	200	R20W	270	-	-	-	-	温水西1-13	官地
91	26	南毛利5-5			R30W	110	R30W	160	R30W	240	R30W	330	-	-	-	-	温水2020	民地
92	27	南毛利5-6			R30W	25	R50W	100	S30W	270	-	-	-	-	-	-	恩名5-6-1	民地
93	28	南毛利5-7			R30W	55	R30W	160	R30W	235	R30W	330	-	-	-	-	恩名5-1582-17	官地
94	29	南毛利6-1			R30W	35	R30W	210	R50W	310	-	-	-	-	-	-	愛名457-1	官地
95	30	南毛利6-2			R30W	55	R30W	140	R50W	205	R30W	345	-	-	-	-	愛名46-1	民地

通し No.	地区 No.	子局番号	再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分
					種別	方位												
96	31	南毛利 6-3			R30W	115	R30W	225	R30W	350	-	-	-	-	-	-	飯山3296-4	官地
97	32	南毛利 6-4			R30W	15	R30W	100	R30W	220	R30W	240	-	-	-	-	毛利台1-12	官地
98	33	南毛利 6-5			R30W	10	R50W	150	R30W	220	-	-	-	-	-	-	愛名761	民地
99	34	南毛利 6-6			R30W	35	R30W	210	-	-	-	-	-	-	-	-	愛名327-1	民地
100	1	睦合(南) 1-1			R20W	150	R30W	225	R50W	305	R20W	355	-	-	-	-	妻田南1-14-1	官地
101	2	睦合(南) 1-2		○	S50W	90	R30W	130	R30W	340	-	-	-	-	-	-	妻田南1-14-1	官地
102	3	睦合(南) 1-3			R20W	50	R20W	155	R30W	220	R20W	290	-	-	-	-	妻田東2-22-59	官地
103	4	睦合(南) 1-4			R20W	150	R30W	260	R30W	320	-	-	-	-	-	-	妻田東1-1733-4	官地
104	5	睦合(南) 1-5			R30W	155	R30W	200	R30W	260	R20W	335	-	-	-	-	妻田東1-11-5	民地
105	6	睦合(南) 2-1			R30W	85	R30W	160	R30W	220	R30W	255	-	-	-	-	妻田西1-17-32	官地
106	7	睦合(南) 2-3			R30W	45	R30W	165	R30W	230	R30W	340	-	-	-	-	妻田西2-1394	官地
107	8	睦合(南) 2-4			R30W	50	R30W	135	S30W	170	R30W	330	-	-	-	-	妻田北1-1854-1	官地
108	9	睦合(南) 2-5			R30W	100	R20W	285	R30W	350	-	-	-	-	-	-	妻田西3-1297	官地
109	10	睦合(南) 3-1			R30W	160	S30W	175	R30W	260	R30W	345	-	-	-	-	妻田東3-1106-1	民地
110	11	睦合(南) 3-2			R30W	35	R30W	95	R30W	175	R30W	320	-	-	-	-	妻田北1-18-33	官地
111	12	睦合(南) 3-3			R30W	70	S50W	130	R20W	250	S50W	310	R30W	345	-	-	妻田北2-17-10	民地
112	13	睦合(南) 4-1			R30W	90	R30W	160	R30W	205	R30W	295	-	-	-	-	妻田西3-21-30	官地
113	14	睦合(南) 4-2			R30W	40	R20W	120	R20W	165	R30W	26	R20W	330	-	-	妻田北4-8-1	民地
114	15	睦合(南) 4-3			R20W	50	R30W	80	R20W	135	R30W	185	R30W	345	-	-	妻田北3-755	官地
115	16	睦合(南) 4-4			R30W	60	R20W	120	R20W	185	R30W	230	R30W	285	R20W	355	及川18-1	民地
116	17	睦合(南) 5-1			R30W	50	R30W	155	R30W	230	R30W	325	-	-	-	-	林2-27-18	民地
117	18	睦合(南) 5-2		○	R30W	120	R30W	175	R30W	325	-	-	-	-	-	-	林5-5-1	官地
118	19	睦合(南) 5-3			R20W	25	R30W	110	R30W	145	R20W	205	R20W	295	-	-	林476-4	官地
119	20	睦合(南) 5-4			R30W	80	R30W	165	R30W	225	R30W	340	-	-	-	-	林3-291-1	官地
120	21	睦合(南) 6-1			R30W	10	R30W	150	R30W	200	R30W	265	-	-	-	-	及川473	官地
121	22	睦合(南) 6-2			R30W	25	R30W	110	R30W	205	R30W	290	-	-	-	-	及川2-9	官地
122	23	睦合(南) 6-3			R30W	10	R30W	110	R30W	190	R30W	270	-	-	-	-	及川1161-1	民地
123	1	睦合(北) 1-1			R30W	10	R30W	110	R30W	205	R30W	310	-	-	-	-	三田南3-26-31	官地
124	2	睦合(北) 1-2			R30W	40	R30W	105	S30W	150	R30W	350	-	-	-	-	三田1775	民地
125	3	睦合(北) 1-3			R30W	5	S50W	45	-	-	-	-	-	-	-	-	三田1031	官地
126	4	睦合(北) 1-4			R30W	0	R20W	105	R30W	240	R30W	285	-	-	-	-	三田1-8-10	民地
127	5	睦合(北) 2-1		○	R30W	20	R30W	95	S30W	190	R20W	330	-	-	-	-	下荻野1170	官地
128	6	睦合(北) 2-2			R30W	140	R30W	215	R30W	295	R30W	330	-	-	-	-	三田2415-2	官地
129	7	睦合(北) 2-3			R30W	5	R30W	115	R30W	210	R30W	300	-	-	-	-	三田2722	民地
130	8	睦合(北) 2-4			S50W	25	R20W	115	R20W	200	R30W	290	-	-	-	-	三田388-1	民地
131	9	睦合(北) 3-1			R30W	5	R50W	245	R30W	315	-	-	-	-	-	-	三田172	官地
132	10	睦合(北) 3-2			R30W	20	S30W	160	R30W	310	-	-	-	-	-	-	三田3061	民地
133	11	睦合(北) 3-3			R20W	45	R30W	130	R30W	185	R30W	280	-	-	-	-	三田3202-4	官地
134	12	睦合(北) 4-1			R30W	115	S50W	160	R30W	290	S30W	340	-	-	-	-	下川入1005-3	官地
135	13	睦合(北) 4-2			S30W	160	R30W	170	R30W	280	R30W	355	-	-	-	-	山際342-1	民地
136	14	睦合(北) 4-3			R30W	15	R30W	75	R30W	160	R30W	290	-	-	-	-	下川入390-3	民地
137	15	睦合(北) 4-4			R30W	165	S50W	345	-	-	-	-	-	-	-	-	下川入898	官地
138	16	睦合(北) 5-1			R30W	10	R30W	80	R30W	140	R30W	310	-	-	-	-	下川入298	民地
139	17	睦合(北) 5-2			R30W	40	R30W	115	R30W	225	R30W	300	-	-	-	-	下川入208	民地
140	18	睦合(北) 5-3			S50W	135	S50W	190	R20W	320	-	-	-	-	-	-	下川入565-1	民地
141	19	睦合(北) 6-1			R30W	10	R30W	105	S30W	190	S30W	335	-	-	-	-	棚沢80	官地
142	20	睦合(北) 6-2			R30W	160	R30W	290	R30W	340	-	-	-	-	-	-	棚沢550-4	民地
143	21	睦合(北) 6-3			R20W	15	R30W	165	R30W	310	-	-	-	-	-	-	下荻野980-1	民地
144	22	睦合(北) 6-5			R30W	0	R30W	20	S50W	80	R30W	150	-	-	-	-	棚沢119	民地

通し No.	地区 No.	子局番号		再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分	
						種別	方位													
145	1	依	知	1-1			R30W	0	R30W	55	R30W	160	R30W	305	-	-	-	-	金田980-2	官地
146	2	依	知	1-2			R30W	50	R30W	110	R30W	260	R30W	350	-	-	-	-	金田1081	民地
147	3	依	知	2-1			R30W	0	R30W	40	R30W	140	R30W	182	-	-	-	-	金田383	官地
148	4	依	知	2-2			R30W	55	R30W	145	R30W	215	R30W	350	-	-	-	-	金田432	民地
149	5	依	知	2-3			R30W	25	R30W	140	R30W	225	R30W	300	-	-	-	-	金田752	民地
150	6	依	知	2-4			S50W	15	R30W	60	R10W	135	R30W	270	-	-	-	-	金田685-2	官地
151	7	依	知	2-5			R20W	65	R20W	140	R30W	185	R10W	245	R10W	325	R30W	355	金田172-1	民地
152	8	依	知	2-6			R50W	180	R30W	225	R30W	325	-	-	-	-	-	-	金田100-1	民地
153	9	依	知	2-7			R30W	170	R30W	265	R30W	350	-	-	-	-	-	-	金田561-2	民地
154	10	依	知	3-1			R30W	65	R30W	135	R30W	200	R30W	215	-	-	-	-	下依知1244	官地
155	11	依	知	3-2		○	R30W	55	R30W	135	R30W	220	R30W	310	-	-	-	-	下依知13-5	官地
156	12	依	知	3-4			R30W	95	R30W	185	R30W	270	R30W	355	-	-	-	-	中依知496	民地
157	13	依	知	3-5			R30W	10	R30W	155	R30W	225	R30W	275	-	-	-	-	中依知660-5	官地
158	14	依	知	3-6			S50W	350	R30W	60	R10W	115	R30W	175	-	-	-	-	下依知504	民地
159	15	依	知	4-1			R30W	65	R30W	170	R30W	240	R30W	355	-	-	-	-	中依知76-1	民地
160	16	依	知	4-2			R30W	170	R30W	225	R30W	305	R30W	355	-	-	-	-	関口501-1	官地
161	17	依	知	4-3			R30W	5	R30W	95	R30W	130	R30W	305	-	-	-	-	関口305-4	官地
162	18	依	知	4-4		○	R30W	30	R30W	135	R30W	215	R30W	300	-	-	-	-	関口831	官地
163	19	依	知	4-5			R30W	20	R30W	165	R30W	250	R30W	305	-	-	-	-	山際谷の前177-1	民地
164	20	依	知	4-6			R30W	105	R20W	195	R30W	280	R30W	335	-	-	-	-	関口969-1	民地
165	21	依	知	4-7			R30W	55	R20W	145	R30W	190	R30W	330	-	-	-	-	関口186-1	民地
166	22	依	知	5-1			S30W	35	S30W	75	R30W	130	S30W	320	-	-	-	-	山際285-1	官地
167	23	依	知	5-2			R20W	85	R30W	205	S50W	290	R20W	340	-	-	-	-	山際982-2	官地
168	24	依	知	5-3		○	R30W	140	R30W	205	R30W	250	-	-	-	-	-	-	山際658	官地
169	25	依	知	5-4			R30W	170	R30W	265	R30W	315	S30W	355	-	-	-	-	山際607-18	官地
170	26	依	知	5-5		○	R30W	45	R30W	125	R30W	225	R30W	320	-	-	-	-	上依知1289	官地
171	27	依	知	5-6			R50W	185	R20W	290	R20W	350	-	-	-	-	-	-	山際904-4	官地
172	28	依	知	6-1			R30W	50	R30W	145	R30W	250	R30W	335	-	-	-	-	上依知3001-4	官地
173	29	依	知	6-2			R30W	20	R20W	165	S50W	195	R20W	290	-	-	-	-	上依知1334-7	官地
174	30	依	知	6-3			R30W	75	R30W	160	R30W	255	R30W	340	-	-	-	-	上依知3024	官地
175	31	依	知	6-4			R30W	90	R30W	160	R50W	330	-	-	-	-	-	-	上依知641	民地
176	32	依	知	6-5			R30W	85	R30W	140	S30W	220	R30W	335	-	-	-	-	上依知3034	民地
177	33	依	知	6-6			R30W	110	R20W	230	R50W	315	-	-	-	-	-	-	上依知567-2	官地
178	34	依	知	6-7			R30W	120	R30W	165	R30W	220	R30W	350	-	-	-	-	上依知1038-1	民地
179	35	依	知	6-8			R30W	120	R30W	155	R30W	230	-	-	-	-	-	-	上依知356-1地先	官地
180	36	依	知	7-1			S30W	0	S50W	185	S50W	-	-	-	-	-	-	-	山際1330-1	民地
181	37	依	知	7-2			S50W	210	R30W	285	R30W	350	-	-	-	-	-	-	猿ヶ島199-2	官地
182	38	依	知	7-3			R30W	150	R30W	270	R50W	330	-	-	-	-	-	-	上依知2815	官地
183	39	依	知	7-4			R30W	70	R30W	125	R30W	250	R30W	340	-	-	-	-	上依知290	民地
184	40	依	知	7-5			R20W	40	R30W	115	R20W	210	R30W	320	-	-	-	-	上依知146付近	官地
185	41	依	知	7-6		○	R30W	10	R30W	185	R30W	270	-	-	-	-	-	-	上依知1651-2	官地
186	42	依	知	7-7			R30W	185	R30W	260	S50W	290	-	-	-	-	-	-	上依知2848-9	官地
187	1	玉	川	1-1			R30W	55	R30W	130	R30W	280	-	-	-	-	-	-	小野2137	民地
188	2	玉	川	1-2			R30W	50	R30W	145	R30W	240	R30W	305	-	-	-	-	小野2161-1	官地
189	3	玉	川	1-3			S30W	55	R30W	115	R30W	300	R30W	355	-	-	-	-	小野808-1	民地
190	4	玉	川	1-4			S50W	60	R30W	120	R30W	175	-	-	-	-	-	-	岡津古久879	官地
191	5	玉	川	1-5			R30W	0	R30W	210	R30W	305	-	-	-	-	-	-	小野2192先	官地
192	6	玉	川	1-6			R20W	40	R30W	140	R30W	260	-	-	-	-	-	-	岡津古久289-4	官地

通し No.	地区 No.	子局番号	再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分
					種別	方位	種別	方位										
193	7	玉川 1-7		○	R30W	40	R30W	125	R10W	225	S50W	280	-	-	-	-	小野286-8	官地
194	8	玉川 2-1	○	○	R30W	15	R30W	125	S50W	230	-	-	-	-	-	-	七沢288	民地
195	9	玉川 2-2			R20W	30	R20W	90	R50W	130	S30W	240	R30W	320	-	-	七沢768	官地
196	10	玉川 2-3			R20W	75	R30W	270	-	-	-	-	-	-	-	-	七沢1624-6	官地
197	11	玉川 3-1			R30W	25	R30W	65	R30W	155	S50W	225	-	-	-	-	七沢1813-1	民地
198	12	玉川 3-2			R20W	35	R30W	105	R30W	170	S30W	280	R10W	355	-	-	七沢1969	民地
199	13	玉川 3-3			R30W	100	R30W	270	-	-	-	-	-	-	-	-	七沢2656-1	民地
200	14	玉川 4-1			R30W	5	R30W	35	R30W	90	R30W	285	-	-	-	-	森の里2丁目	官地
201	15	玉川 4-2		○	R30W	80	R30W	135	R20W	205	R30W	350	-	-	-	-	森の里1-27-1	官地
202	16	玉川 4-3		○	R30W	80	R30W	165	R30W	275	R30W	355	-	-	-	-	森の里3-35-1	官地
203	17	玉川 4-4			S50W	150	R30W	185	R20W	245	R30W	330	-	-	-	-	森の里青山21	官地
204	18	玉川 4-5			R30W	70	R30W	255	-	-	-	-	-	-	-	-	森の里1-17	官地
205	19	玉川 4-6			R30W	85	R30W	125	-	-	-	-	-	-	-	-	森の里4-37	官地
206	20	玉川 4-7			R50W	35	R20W	140	R30W	210	-	-	-	-	-	-	森の里3-7-1	官地
207	21	玉川 5-1			R30W	60	S30W	140	R30W	320	-	-	-	-	-	-	森の里若宮10-1	民地
208	1	緑ヶ丘 1-1			R20W	65	R50W	140	R20W	215	R30W	305	-	-	-	-	緑ヶ丘1-143	官地
209	2	緑ヶ丘 1-2			R30W	105	R30W	190	S30W	235	R30W	325	-	-	-	-	緑ヶ丘3-7	官地
210	3	緑ヶ丘 1-3			R30W	50	R30W	110	R30W	345	-	-	-	-	-	-	緑ヶ丘4-4	官地
211	4	緑ヶ丘 2-1			R30W	40	R30W	105	R30W	280	R30W	315	-	-	-	-	緑ヶ丘4-1-6	官地
212	5	緑ヶ丘 2-2			R30W	35	R30W	145	R30W	240	R30W	345	-	-	-	-	王子2-1308-67	官地
213	1	小鮎 1-1			R30W	75	R30W	185	R30W	265	R30W	350	-	-	-	-	下古沢110	民地
214	2	小鮎 1-2			R30W	60	R30W	185	R30W	240	R30W	305	-	-	-	-	下古沢646-1	官地
215	3	小鮎 1-3			R20W	55	R30W	150	R30W	290	R30W	345	-	-	-	-	下古沢659	官地
216	4	小鮎 2-1			R30W	135	R30W	220	R30W	275	R30W	350	-	-	-	-	飯山3054-1	民地
217	5	小鮎 2-2			R30W	170	S50W	195	R30W	335	-	-	-	-	-	-	飯山南2-40	官地
218	6	小鮎 2-3			R30W	105	R30W	195	S50W	345	-	-	-	-	-	-	飯山南1-42-43	民地
219	7	小鮎 2-4			R30W	190	R30W	275	R20W	355	-	-	-	-	-	-	飯山南5-37	官地
220	8	小鮎 3-1			R50W	90	R30W	190	R30W	270	-	-	-	-	-	-	飯山南5-10-15先	官地
221	9	小鮎 3-2			R30W	10	R30W	205	R50W	295	-	-	-	-	-	-	飯山南5-45-1	民地
222	10	小鮎 3-3			R30W	15	R30W	110	R30W	160	R30W	255	-	-	-	-	飯山3601-17	民地
223	11	小鮎 3-4		○	R30W	5	S50W	70	R30W	255	-	-	-	-	-	-	飯山南4-9-2	官地
224	12	小鮎 4-1			R30W	45	S50W	110	R30W	135	R30W	320	-	-	-	-	飯山443	民地
225	13	小鮎 4-2			R30W	50	R30W	105	R30W	195	R30W	300	-	-	-	-	飯山357-1	民地
226	14	小鮎 4-3			R30W	80	R30W	160	R30W	255	R30W	335	-	-	-	-	飯山917-6	民地
227	15	小鮎 4-4			R30W	10	R20W	100	R20W	145	R30W	220	R30W	295	-	-	飯山1113-4	民地
228	16	小鮎 4-5			R30W	115	R30W	190	R30W	240	R30W	275	-	-	-	-	飯山4400	官地
229	17	小鮎 5-1			R30W	30	S50W	185	R30W	250	-	-	-	-	-	-	上古沢77-2	官地
230	18	小鮎 5-2			R30W	85	S50W	250	-	-	-	-	-	-	-	-	上古沢1270-3	民地
231	19	小鮎 5-3			R30W	15	R30W	190	S50W	345	-	-	-	-	-	-	上古沢435-3	民地
232	20	小鮎 5-4			R30W	95	R30W	210	-	-	-	-	-	-	-	-	上古沢1743-1	民地
233	21	小鮎 5-5			R30W	165	R30W	230	R50W	290	-	-	-	-	-	-	上古沢1423	民地
234	22	小鮎 5-6			R50W	90	R50W	300	-	-	-	-	-	-	-	-	上古沢1013	官地
235	23	小鮎 6-1			S50W	120	R30W	190	R30W	290	-	-	-	-	-	-	飯山4586-5	官地
236	24	小鮎 6-2			R30W	180	R30W	275	R30W	340	R30W	-	-	-	-	-	飯山4787	民地
237	25	小鮎 6-3			R30W	0	R50W	140	R30W	320	-	-	-	-	-	-	飯山5101	官地
238	26	小鮎 6-4			R30W	80	R20W	180	R20W	250	R30W	320	-	-	-	-	飯山4109	民地
239	27	小鮎 6-5			R30W	80	R30W	145	R30W	245	-	-	-	-	-	-	飯山5281	官地
240	28	小鮎 7-1			R30W	45	S50W	90	R30W	145	-	-	-	-	-	-	宮の里2-8	官地

通し No.	地区 No.	子局番号	再送信 子局	アンサー バック	スピーカ1		スピーカ2		スピーカ3		スピーカ4		スピーカ5		スピーカ6		住所・地番	用地区分
					種別	方位												
241	29	小 鮎 7-2			S50W	60	R20W	125	R30W	210	-	-	-	-	-	-	宮の里1-10	官地
242	1	荻 野 1-1			R20W	20	R10W	60	R30W	125	R20W	170	S30W	300	R10W	320	下荻野1252	民地
243	2	荻 野 1-2			R30W	40	S30W	130	R30W	220	R30W	345	-	-	-	-	下荻野1114	民地
244	3	荻 野 1-3			R50W	130	R30W	180	R30W	280	R20W	335	-	-	-	-	下荻野135-1	官地
245	4	荻 野 1-4			R30W	20	R30W	50	R30W	100	R30W	135	-	-	-	-	下荻野547	民地
246	5	荻 野 1-5			R30W	90	R30W	190	R30W	290	-	-	-	-	-	-	下荻野484-1	民地
247	6	荻 野 1-6			R30W	50	R10W	120	R30W	185	R50W	315	-	-	-	-	下荻野1563	民地
248	7	荻 野 2-1			R30W	5	R30W	100	R30W	180	R30W	300	-	-	-	-	中荻野743-7	官地
249	8	荻 野 2-2			R30W	0	R10W	90	R50W	170	R30W	275	-	-	-	-	中荻野114-1	民地
250	9	荻 野 2-3			R30W	115	R30W	175	R50W	300	-	-	-	-	-	-	上荻野1	官地
251	10	荻 野 2-4			R30W	20	S30W	95	R30W	140	S30W	280	-	-	-	-	上荻野5451-1	官地
252	11	荻 野 2-5			R50W	135	R20W	245	R50W	320	-	-	-	-	-	-	上荻野5299-1	民地
253	12	荻 野 3-1			R20W	20	R30W	105	R20W	200	R50W	275	-	-	-	-	鳶尾1-32	官地
254	13	荻 野 3-2			R10W	110	S50W	150	R20W	195	R20W	265	R20W	350	-	-	鳶尾4-13	官地
255	14	荻 野 3-3			R30W	130	R30W	175	R30W	260	R30W	330	-	-	-	-	鳶尾5-10	官地
256	15	荻 野 3-4			S50W	115	R30W	185	R30W	280	-	-	-	-	-	-	鳶尾1-20	官地
257	16	荻 野 3-5			S50W	145	R30W	225	R30W	320	-	-	-	-	-	-	鳶尾2-21	官地
258	17	荻 野 4-1			R30W	55	R30W	115	S30W	165	R30W	290	-	-	-	-	上荻野760	民地
259	18	荻 野 4-2			R30W	35	R30W	135	R30W	195	R30W	295	-	-	-	-	上荻野1170	官地
260	19	荻 野 4-3			R30W	125	R30W	225	R30W	310	R30W	345	-	-	-	-	上荻野1115-420	官地
261	20	荻 野 4-4			R30W	65	R30W	130	R30W	260	R30W	335	-	-	-	-	みはる野2-18	官地
262	21	荻 野 4-5			R20W	10	S50W	130	S30W	160	R20W	250	-	-	-	-	みはる野1-42	官地
263	22	荻 野 4-6			R30W	185	R30W	230	R50W	275	-	-	-	-	-	-	まつかげ台43-51	官地
264	23	荻 野 5-1			R30W	30	S30W	135	R20W	230	R30W	310	-	-	-	-	上荻野4877	民地
265	24	荻 野 5-2			R30W	45	R20W	100	R20W	185	R20W	260	R30W	295	-	-	上荻野4492-2	官地
266	25	荻 野 5-3			R50W	5	R30W	90	R50W	160	R30W	255	-	-	-	-	上荻野1775-1	民地
267	26	荻 野 5-4			R30W	160	R50W	230	R30W	275	-	-	-	-	-	-	上荻野1429	官地
268	27	荻 野 5-5			R20W	5	R30W	60	R30W	170	R30W	240	-	-	-	-	上荻野1601-43	官地
269	28	荻 野 6-1			R30W	10	R30W	95	R30W	130	R20W	310	-	-	-	-	上荻野2562	民地
270	29	荻 野 6-2			S50W	65	R20W	130	R10W	200	R10W	280	R30W	335	-	-	上荻野3644-1	民地
271	30	荻 野 6-3			R30W	140	R30W	310	-	-	-	-	-	-	-	-	上荻野2713-1	民地
272	31	荻 野 6-4			R30W	45	R30W	110	R30W	215	R30W	305	-	-	-	-	上荻野3380-2	民地
273	32	荻 野 6-5			R20W	100	R20W	170	R30W	235	R30W	320	-	-	-	-	上荻野2288-1	民地
274	33	荻 野 6-6			R20W	320	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上荻野2974-2	民地
275	1	水 難 局 1			S50W	50	R15W	110	S50W	160	-	-	-	-	-	-	酒井2565-1	官地
276	2	水 難 局 2			S50W	55	R15W	110	S50W	165	-	-	-	-	-	-	岡田4-16-2	官地
277	3	水 難 局 3			S50W	60	R15W	145	S50W	330	-	-	-	-	-	-	元町3647-14	官地
278	4	水 難 局 4 (No. 27 厚木(南)2-3と柱兼用)			R15W	60	S50W	165	R30W	355	-	-	-	-	-	-	幸町2633-2	民地
279	5	水 難 局 5 (No. 186 依知7-7と柱兼用)			R15W	35	S50W	115	S50W	310	-	-	-	-	-	-	上依知2848-9	官地